

# 山辺町国土強靱化地域計画 【概要版】

## I はじめに

### 1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施することを目的として、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された（H25.12）。また、基本法に基づき、国土強靱化の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定（H26.5）。

本町においても、今後想定される大規模自然災害から町民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靱な国土づくり」を推進するため、「山辺町国土強靱化地域計画」を策定する。

### 2 計画の位置付け

- 基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画
- 山辺町における国土強靱化に係る本町の各種計画等の指針となるもの

### 3 計画の期間

令和3年度から概ね5年間

## II 基本的な考え方

### 1 国土強靱化の理念

大規模自然災害等への備えについて、最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、長期的な視点に立って推進することとする。

### 2 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも。

- 人命の保護が最大限図られること
- 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧・復興

### 3 強靱化を推進する上での基本的な方針

- 国土強靱化の取組み姿勢…あらゆる側面からの検討、長期的視点、回復力等の強化
- 適切な施策の組合せ…ハード・ソフト、自助・共助・公助、非常時・平時、国・県・町・町民、民間事業者・NPOなど関係者相互の連携
- 効率的な施策の推進…施策の重点化、社会資本の有効活用、民間資金の活用、施設等の効率的かつ効果的な維持管理
- 地域の特性に応じた施策の推進…高齢化の進行、全国有数の豪雪地域、津波被害が想定されない
- 国土全体の強靱化への貢献…代替性・補完性（リダンダンシー）の確保、東京一極集中の是正

### 4 想定される大規模自然災害（本計画の対象）

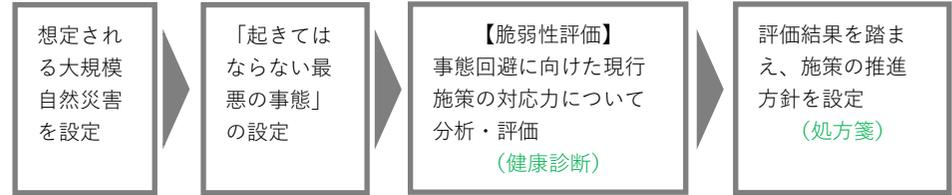
- 本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般
- 広域な範囲に甚大な被害をもたらす町外における大規模自然災害や特殊災害

## III 脆弱性評価

- 国土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施する。
- 評価にあたって、基本計画で設定されている45の「起きてはならない最悪の事態」をもとに、想定される大規模自然災害を踏まえ、大都市特有の事象の除外や類似した事象の統合などを行い、29項目に整理した。

- 「起きてはならない最悪の事態」ごとの事態回避に向けた現行施策の対応力や課題等を分析・評価

### ○ 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



## IV 強靱化に向けた施策推進方針

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに施策とその目標指標を検討・整理するとともに、10の施策分野に分類して、施策推進方針を取りまとめる。

施策分野	主な施策推進方針
(1) 行政機能（消防含む）	・災害時に防災拠点となる施設の維持管理の推進 ・災害時における広域連携の推進
(2) 危機管理	・災害対策 ・情報伝達機能 ・関係機関との連携強化
(3) 建築住宅	・住宅、建築物等の耐震化の促進 ・空き家対策の推進
(4) 交通基盤	・道路関係防災対策 ・豪雪対策
(5) 国土保全	・都市部における内水浸水対策の促進 ・都市公園施設の維持管理の推進
(6) 保健医療・福祉	・防疫対策の推進 ・非常時対応体制の整備
(7) ライフライン・情報通信	・下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進 ・情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備
(8) 農林水産	・ため池ハザードマップ作成の推進 ・農地における国土保全
(9) 環境	・有害物質・危険物対策
(10) リスクコミュニケーション	・防災教育の充実 ・防災訓練の充実

## V 計画の推進

- 個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証するPDCAサイクルを実施
- 基本計画と整合を図るため、概ね5年ごとに、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮して見直しを実施
- 国土強靱化に係る町の他の計画を見直す際は、本計画を基本として計画内容の修正等を実施